

飯塚市筑豊地域外からの移住者住宅取得奨励金交付要綱(令和2年度飯塚市告示第63号)の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月27日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市筑豊地域外からの移住者住宅取得奨励金交付要綱の一部を改正する告示

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、<u>第3次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略</u>に基づき、筑豊地域外から本市への移住・定住を図り、及び空き家解消に資するため、本市に住宅を新築又は購入により取得した移住者に対し、予算の範囲内において奨励金を交付するため、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付の申請)</p> <p>第6条 奨励金の交付を受けようとする交付対象者は、筑豊地域外からの移住者住宅取得奨励金交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請し、申請日以後最初の2月末日までに次条の規定による交付決定を受けなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、<u>第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略</u>に基づき、筑豊地域外から本市への移住・定住を図り、及び空き家解消に資するため、本市に住宅を新築又は購入により取得した移住者に対し、予算の範囲内において奨励金を交付するため、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付の申請)</p> <p>第6条 奨励金の交付を受けようとする交付対象者は、筑豊地域外からの移住者住宅取得奨励金交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請し、申請日以後最初の2月末日までに次条の規定による交付決定を受けなければならない。<u>ただし、奨励金の交付申請は、1つの住宅登記に対し、1申請とする。</u></p> <p>(1)～(8) (略)</p>

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。